

6. 補助金制度の見直しについて

1. 概要

昭和31年の補助制度創設以来、地盤沈下防止対策、産業基盤整備を図ることを目的として地方自治体へ設備補助を行っている。当初は、建設事業補助が多くを占めていたが、近年は、耐用年数を向かえた施設の老朽化更新や、阪神淡路大震災、東日本大震災の大規模災害を契機に、耐震化、強靱化との観点からの改築事業が主となってきている。

2. 政策的意義

地下水の代替水としての工業用水道整備により、工業地帯における地下水の過剰汲み上げによる深刻な地盤沈下等改善に貢献するとともに、均衡ある国土開発、工業の再配置や各自治体の企業立地等の促進にも貢献している。

3. 現状における問題点

地下水転換等から昭和30年代より急激に整備されたため、その多くは耐用年数を向かえ、老朽化が深刻化する中、十分な補助金が確保されていない、また、現行の補助金制度は費用対効果の観点から大規模事業に限定し、中小規模改築事業の定常的な補助がなく、補助を受けている事業者が限定している傾向にある。

一方で、補助金の性格が施設の維持、供給の持続性の確保に変わってきている中、施設の適正規模の判断や大半の設備が地中にあることから正確な施設の状況掌握が困難、工業用水需要減による収入減等により、更新等計画や事業そのもののプライオリティが見えにくくなっている。

4. 今後の施策の方向性

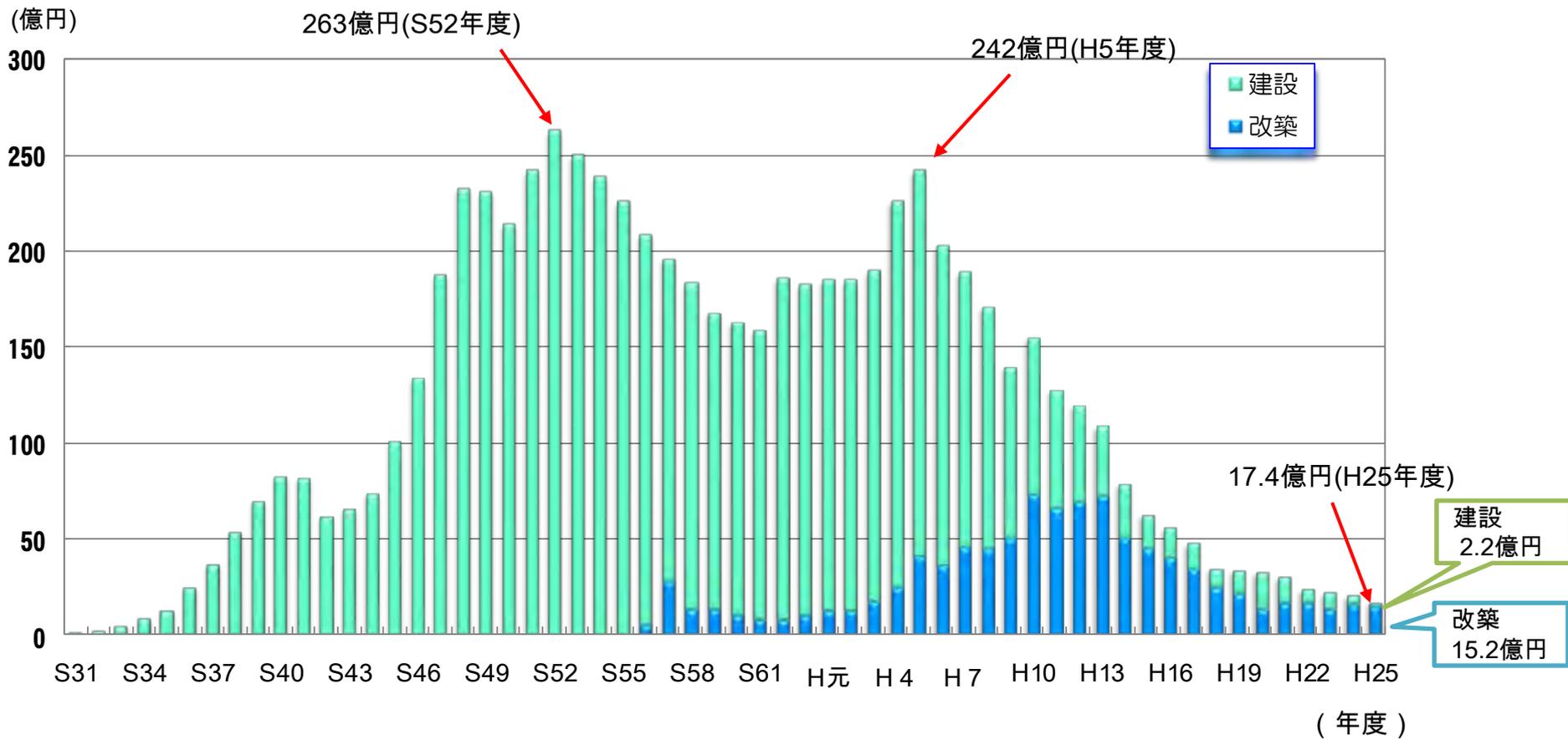
今後さらに進む老朽化や緊急性を要する耐震化に対応するため、これまで平成24年度補正予算及び平成25年度補正予算で措置してきた施設の更新・耐震化に係る補助金の当初予算（継続予算）化を検討する。その際には、既存の改築事業費補助金との関係の整理及び補助対象事業の在り方も併せて検討していくこととする。

工業用水道事業費補助金採択基準(一部省略)

対象事業区分	補助採択基準	補助率
建設事業	1. 工業用水道を布設する事業であって、次のいずれかに該当するものであること。 (1)市町村事業にあつては、計画給水量が一日につき4,000立方メートルを超えるもの。 (2)都道府県事業にあつては、計画給水量が一日につき8,000立方メートルを超えるもの。	40%以内 (妥当投資計算による)
改築事業	2. 前項の工業用水道を改築する事業にあつては、工期が10年以下であり、かつ、補助対象総事業費が20億円以上のものであること。	建設補助率の3/4
緊急更新・耐震化事業 (H24FY 補正)	3. 以下の(1)①から③までのいずれかに該当する工業用水道事業を営む事業者が、(2)①及び②の要件に該当する施設の更新・耐震化対策を行う事業を対象とする。 (1)①給水開始年度が古く、施設の老朽化が進んでいる事業 ②施設更新・耐震化対策による費用対効果が高い事業 ③耐震化率が低く、早急に耐震化対策を進める必要がある事業 (2)経済産業省で策定した施設更新・耐震対策指針等に基づき、 ①更新・耐震対策の必要性が高いと判断される施設であること。 ②経営効率化策を含んだ更新・耐震化対策実施の裏付けとなる経営計画を策定していること。	1/3以内
強靱化事業 (H25FY 補正)	4. 以下の(1)①から③までのいずれかに該当する工業用水道事業を営む事業者が、(2)①及び②の要件に該当する施設の更新・耐震化対策を行う事業を対象とする。 (1)①給水開始年度が古く、施設の老朽化が進んでいる事業 ②施設更新・耐震化対策による費用対効果が高い事業 ③耐震化率が低く、早急に耐震化対策を進める必要がある事業 (2)経済産業省で策定した施設更新・耐震対策指針等に基づき、 ①更新・耐震対策の必要性が高いと判断される施設であること。 ②経営効率化策を含んだ更新・耐震化対策実施の裏付けとなる経営計画を策定していること。	30%以内
災害復旧事業	5. 災害により滅失又は損傷した工業用水道を再建又は補修する事業(以下「災害復旧事業」という。)で次のいずれかに該当すること(6.に該当する場合を除く)。 (1)工期が1年未満の緊急事業であり、かつ、補助対象総事業費が2億円以上のものであるもの(5.(2)に該当する場合を除く)。 (2)災害により滅失又は損傷したダム等水源施設を再建又は補修する事業で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法又は独立行政法人水資源機構法に基づき事業費の一部を国が負担する事業であつて、補助対象総事業費が1,000万円以上のもの。	45%
	6. 災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)第2条第1項に基づき激甚災害として政令で指定され、かつ、当該政令において指定された適用すべき措置に激甚法第3条第1項第1号に掲げるものが含まれる場合における災害復旧事業であつて、次のいずれかに該当すること。 (1)補助対象総事業費が500万円以上であること(6.(2)に該当する場合を除く)。 (2)工業用水道の設置箇所において当該激甚災害に係る地震の震度が6以上であり、かつ、補助対象総事業費が500万円以上であること。	2/3 80%

工業用水道事業に係る建設・改築補助金の推移

- ・ S 3 1 年度に建設事業費補助、S 5 6 年度に改築事業費補助制度を創設
- ・ 当初の施設整備ニーズは大規模建設であったが、**近年は改築事業が主体**



※ 経済産業省・国土交通省計上分

出所) 経済産業省調査